

## いぼがわ荘居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人いぼがわ福祉センターが開設するいぼがわ荘居宅介護支援事業所（以下「いぼがわ荘事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況・その置かれている環境・要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容・居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施設入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
- 2 利用者の心身の状況・その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのない公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、在宅介護支援センター・他の居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携を図り総合的なサービス提供に努める。
- 5 上記のほか「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号・平成11年3月31日付）」第13条の具体的取扱方針を順守する。

### (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 いぼがわ荘居宅介護支援事業所  
(2) 所在地 兵庫県たつの市揖保川町半田608番地の1

### (職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。

(2) 介護支援専門員 2名以上(常勤)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類・内容等の計画を作成するとともにサービス提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から土曜日とする。ただし、国民の祝日・8月14日から15日・12月31日から1月3日までを除く。  
(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法と内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援事業の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援事業を提供した場合の利用料額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 2階居宅介護支援事業所相談コーナー  
(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン  
(3) サービス担当者会議の開催場所 2階居宅介護支援事業相談室  
(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 必要に応じ訪問原則1月に1回程度  
2 厚生労働大臣が定める基準(もしくは事業内容)は、事業所の見やすい場所に掲示をする。  
3 その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし同意を得たものに限り徴収する。  
4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、たつの市の区域とする。

(苦情処理)

第8条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導

又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言

を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (事故発生時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（法人内の虐待防止委員会）

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第13条 居宅介護支援事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、いぼがわ福祉センター法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 1月26日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。